

平成30年度税制改正に関する要請

平成30年度税制改正については、与党の税制調査会において、12月上旬の『大綱』決定に向けて、11月中下旬から本格的な議論が開始されることとなっている。

その中で、特に、森林環境税（仮称）の創設が大きな争点となるほか、「ゴルフ場利用税」の廃止要望及び償却資産に係る「固定資産税」の時限的な特例措置に関する拡充要望が出ていると仄聞している。

これらの税等は、いずれも町村の重要な財源となっており、住民サービスの提供や財政運営に極めて大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、今後の税制改正の検討にあたっては、地方税財源の確保・充実を図るため、下記事項の実現をはかられるよう強く要請する。

1. 森林環境税（仮称）の実現

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「森林環境税（仮称）」を、平成30年度税制改正において確実に実現すること。

2. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

3. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、平成28年度において設けられた時限的な軽減措置が一部拡大されたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、なし崩し的な対象拡大や期間延長は行わないこと。

平成29年11月

和歌山県町村会

会長 寺本光嘉